

(参考)

電気用品安全法による規制について

1. 電気用品安全法による規制の概要

電気用品安全法は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的としています。

平成24年7月時点での規制対象となる電気用品は、457品目となります。(対象品目は特定電気用品が116品目、特定電気用品以外の電気用品が341品目)

規制対象となっている電気用品の製造・輸入事業者は、電気用品安全法に基づく届出、電気用品を国が定める技術基準に適合させること及び販売時に技術基準への適合を示す「PSEマーク」を表示することが義務付けられています。

2. 平成24年7月1日改正の概要

今回の改正による規制対象の追加、対象範囲の拡大は、下記の3点です。

(1) LEDランプ等について

LEDランプ等が白熱電球等の照明器具の代替として急速に市場に出回りつつあり、またLEDランプ等で実際に事故が発生している点を踏まえ、今般、新たに規制対象とし、「エル・イー・ディー・ランプ」及び「エル・イー・ディー・電灯器具」を特定電気用品以外の電気用品に追加します。

(2) 定格消費電力が1キロワットを超える電気掃除機について

現在、「電気掃除機（定格消費電力が1キロワット以下のものに限る）」が規制対象となっていますが、近年、定格消費電力が1キロワット超の吸引力の大きい電気掃除機が一般家庭に普及しつつあり、ここ数年、電気掃除機の電源コードが発熱し、消費者が火傷を負う等の事故が目立つようになってきました。このため、定格消費電力が1.5キロワット以下のものまで規制対象範囲を拡大します。

(3) 特殊な構造のリチウムイオン蓄電池について

リチウムイオン蓄電池の発煙・発火事故が急増したことを受けて、平成20年に規制対象としたところですが、特殊な構造のリチウムイオン蓄電池については、事業者による設計変更準備等のための一定の猶予期間（平成20年11月から2年間程度）を設けていました。今般、一定の猶予期間が経過したため、これまで規制対象外とされていた「特殊な構造の蓄電池」を新たに電気用品の規制対象とします。

以上